

## 講習会「有害動物の被害防止方法とは」

町では、2年ほど前から日本鹿の目撃情報が増えてきており、一部で農作物被害も目につくようになってきたことから、身近な有害動物からの被害を防ぐにはどうしたらよいかを知ってもらうため、「有害動物の被害防止方法とは」と題して講習会を開催します。

どなたでもお気軽に参加できます。この機会に、有害動物の行動特性を学んでみませんか。

◇日時 10月18日(土) 午前10時から11時30分

◇場所 役場2階会議室

◇参加費 無料

◇講師 合同会社 東北野生動物保護管理センター 代表 宇野壮春氏

◇問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

## 防災・減災に向けて ⑯

### 土砂災害への警戒について

日本各地において、局地的な豪雨による大規模な土砂災害が相次いで発生しています。

西日本で観測された「1時間に100ミリを超える雨量」は、南三陸町志津川(気象庁アメダス)において昭和51年から今年までの間に観測された記録の第1位(平成17年10月23日:日最大1時間降水量53ミリ)の2倍またはそれ以上の雨が降ったことになり、正に尋常でない雨であったことがわかります。

こうした大雨により土砂災害の危険性が高まったときに、避難勧告などの発令に当たった判断や住民の方々の自主避難に向けた参考として、「土砂災害警戒情報」が発表されます。

#### ○土砂災害警戒情報の仕組み

土砂災害警戒情報の発表基準は、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、都道府県と気象台により地域ごとに設定されています。設定に当たっては、土砂災害は「地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると発生しやすくなる」という特徴があることが考慮されています。

気象庁の解析雨量などをリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2・3時間後に発表基準を超えると予測される場合に、土砂災害警戒情報として発表されます。

#### ○大雨のときには、大雨警報や土砂災害警戒情報などの防災気象情報に注意しましょう

南三陸町の区域に「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、テレビ・ラジオにより放送されるほか、町の防災行政無線による放送、緊急速報メール(エリアメール)・登録制防災情報メールによりお知らせします。

#### ○土砂災害警戒情報が発表されたら

町が発表する避難勧告などの情報に注意し、いつでも行動できるよう心構えをしましょう。危険を感じたら、避難勧告の発令などがなくても、自主的に避難することも重要です。

なお、大雨が降り続くなどし、避難のために屋外に出ること自体が危険と判断される場合は、屋内の安全な場所(例:崖側とは逆の2階の部屋など)に退避するなどしましょう。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

## 町内における空間放射線量測定情報

### ■空間放射線量

単位:マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日:9月1日(月)から8日(月)

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.04	志津川小学校	0.07
神割崎	0.05	入谷小学校	0.07
波伝谷漁港	0.05	伊里前小学校	0.06
水尻川中流部	0.06	志津川中学校	0.07
入谷さんさん館	0.07	歌津中学校	0.06
伊里前川中流部	0.07	志津川保育所	0.08
吉野沢団地	0.05	伊里前保育所	0.05
泊浜	0.02	名足保育園	0.06
名足仮設団地	0.05	平成の森(地表1m)	0.04
水界峠	0.07	田東山頂	0.07

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

### ■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位:ベクレル/kg)

◇結果:基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

品目	採取日	測定値(検出下限値)
小松菜(ハウス)、きゅうり(ハウス)、ジャガイモ、ミョウガ、カボチャ	7月28日(月)~9月1日(月)	不検出(25未満)
ヒラメ、アイナメ、ホタテガイ(養殖)、養殖銀ザケ、ミズダコ、シライトマキバイ、ゴマサバ、ワラサ	7月28日(月)~9月1日(月)	不検出(11未満)

### ■町内産農林水産物の出荷制限(9月8日(月)現在)

県等による放射線検査を実施した結果、露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキについて引き続き出荷制限が行われており、市場には流通していません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

## 移動町長室は、10月30日(木)です。

◇時間 午後0時30分から3時

◇場所 西本願寺 東北教区災害ボランティアセンター(青葉区支倉町)

※当日開催される「南三陸町再会さろん」の中で行われます。

問い合わせ 総務課 ☎46-1370

## シリーズ

### おらほの納税教室

②

先月号は確定申告をテーマにしましたが、もっと詳しく知りたいのにお応えし、申告受付が始まるまで、皆さんがスムーズに確定申告するための情報を詳しく紹介していきます。

### Q1 そもそも「確定申告」とはどのようなものですか？

A 「確定申告」とは、一般に国税(国に納める税金)である**所得税、贈与税、消費税等の確定申告**のことをいいます。そのうち、**所得税**は1月から12月までの1年間の所得について課税されます。その所得金額とこれに対する税額は**納税者自らが計算し、税務署に申告、納税**することになっています。

ポイント! 所得税の確定申告は、納税者自らが税務署に申告

### Q2 確定申告は、全員がしなければいけないのですか？

A 所得があった人は、**原則、確定申告をしなければなりません**。また、次の場合には、**申告することで所得控除等が適用され、税額が減額になる**ことがあります。

- 医療費控除等の所得控除を受ける場合
- マイホームの取得等に係る控除を受ける場合
- 雑損失の繰越控除を受ける場合 など

<確定申告が不要な場合もあります>

- ・給与所得者(サラリーマン)で、勤務先の「年末調整」により源泉徴収された所得税が精算されている方
- ・収入が公的年金等のみでその金額が400万円以下の方 など

★詳しい内容は、気仙沼税務署へ問い合わせください。

ポイント! 所得があった人は、原則、確定申告をする

### Q3 具体的には、どのように申告するのですか？

A 原則、2月16日から3月15日までの**申告受付期間に、税務署へ申告**します。方法は次のとおりです。  
○申告書を自分で作成し、税務署へ直接、持っていき ○国税庁のホームページから電子申告をする  
○申告書を自分で作成し、税務署へ郵送する  
また、同じ時期に、役場でも会場を設けて申告受付を行います。

ポイント! 確定申告は、受付期間中に税務署へ持参、郵送

### Q4 国税なのに、なぜ役場でも申告を受け付けるのですか？

A 役場は、税務署から確定申告の情報提供を受け、住民税算定等を行います。そのため、役場でも所得税の確定申告を受け付けていますが、**農業、漁業、自営業などの事業所得や土地を譲渡した譲渡所得など、内容が複雑なものは、控除等を適切に受けるためにも税務署での確定申告をお勧めします**。

ポイント! 複雑な内容の確定申告は、税務署でスムーズに

~申告書は、自宅のパソコンで簡単に作れます!~

例年、役場の申告受付会場は混み合ううえ、平日の昼間に時間がとれない方も多いと思います。そこで、自宅で作成書を作ってはどうでしょうか。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅や事務所で好きな時間にパソコンで申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、**印刷して税務署へ郵送するだけでOK! 申告受付会場といく手間が省けます**(手書きでもOK)。

確定申告書等作成コーナー

検索

確定申告についてのご不明な点は、気仙沼税務署(☎22-6780)へご相談ください。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372